

横浜国立大学大学院国際社会科学府

専門職学位課程 法曹実務専攻

(法科大学院)

平成28年度（2016年度）  
転入学試験要項

このPDF版募集要項(抜粋)は見本です。  
出願する際は、必ず冊子の募集要項を  
請求し、出願書類をご用意ください。

本専攻は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条に定める  
法科大学院である。

# 目 次

1. 転入学試験要項	1
2. 法曹実務専攻案内	4
3. 出願所定用紙	
① 出願書類一覧表	
② 平成28年度（2016年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府 専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）入学願書（様式1）	
③ 同 受験票および写真票（様式2および3）	
④ 検定料支払（払込）受付証明書貼付用紙（様式4）	
⑤ 払込取扱票（ゆうちょ銀行払込用）、住所・氏名記入シール（別添）	

## 試験日程等一覧

事 項	期 日	発表・受付等
出願期間	平成28年3月4日(金)～8日(火)(消印有効)	郵送のみ受付
面接試験	平成28年3月17日(木)	
合格発表 ※	平成28年3月22日(火)14:00頃	通知書郵送・掲示
入学手続期間	平成28年3月25日(金)～29日(火)(必着)	郵送・窓口受付

下記のことについては本学府ホームページ上でお知らせしますのでご注意ください。

(URL → <http://www.gsiss.ynu.ac.jp/> 「新着情報」をご覧ください。)

1. 合格発表（試験日程等一覧中「※」印のものを参考として掲載）
2. 入学試験を延期する場合（天災・流行性疾患蔓延など）
3. その他入学試験に関する緊急の周知事項

# 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻 平成 28 年度転入学試験要項

## I 募集人員 法学未修者コース 2 年次転入学 若干名

## II 出願資格

出願時において横浜国立大学以外の法科大学院に 1 年以上在学（休学期間を除く。）している者又は平成 28 年 3 月 31 日までに 1 年以上在学する見込みの者（休学期間を除く。）で、在学中の法科大学院開設科目を 24 単位以上修得済又は平成 28 年 3 月 31 日までに修得見込みのもの。

なお、在学中の法科大学院で修得した単位に係る本学修了要件単位としての認定方法については、「Ⅶ 単位認定」を参照してください。

## III 出願手続

出願希望者は、下記により出願手続を行ってください。

1. 出願期間 平成 28 年 3 月 4 日（金）～ 8 日（火）（郵送（書留）必着）

### 2. 出願方法

(1) 以下の書類を取り揃え、上記の期間内に郵送してください。（窓口持参不可）

①入学願書（本要項所定用紙。必要事項を記入の上、写真 1 枚を貼付のこと。）

②受験票及び写真票（本要項所定用紙。必要事項を記入の上、写真 2 枚を貼付のこと。）

③検定料 30,000 円 本要項所定の払込書にて郵便局・ゆうちょ銀行の受付窓口で払い

込み、郵便振替払込受付証明書を所定の台紙に貼って提出してください。

「払込受領証」および「郵便振替払込受付証明書」を受付窓口から受け取る際には、必ず受付局日附印を確認してください。

④在学証明書（面接試験日前 1 か月以内に交付されたもの）

⑤在学している法科大学院の成績証明書（平成 27 年度前期までの取得科目全ての成績が記載されたもの）

⑥在学している法科大学院における現在の履修状況（履修科目、単位数）が分かる資料（単位修得見込証明書、履修登録表など）

⑦在学している法科大学院の履修要項等及び上記Ⅱ該当科目のシラバス（単位修得した年度のもの）

⑧受験票送付用封筒（長 3 型、本人宛先明記、82 円切手貼付のもの 1 枚）

⑨住所・氏名記入シール 3 枚（本要項所定用紙に記入のこと。）

(2) 提出先 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79 番 4 号

横浜国立大学社会科学系法科大学院係宛

角 2 型封筒を使用し、封筒の表に「転入学出願書類在中」と朱書の上、書留速達郵便で郵送してください。

#### ※検定料の返還について

##### 1. 返還請求ができるもの

- (1) 検定料を払い込んだが、本学府に出願しなかったとき。
- (2) 検定料を誤って二重に払い込んだとき。

##### 2. 返還額

上記(1)の場合 払い込んだ金額

上記(2)の場合 払い込んだ金額と30,000円との差額

##### 3. 返還請求の方法

上記(1)および(2)の場合

「法科大学院転入学」と冒頭に記し、①返還請求の理由、②氏名(ふりがな)、③現住所、④連絡電話番号を明記した検定料返還請求願(様式任意)を作成し、必ず払込を証明するものを添付して、書留で本学社会科学系法科大学院係へ速やかに送付してください。おって手続詳細をお知らせします。

##### 4. 返還時期

上記(1)および(2)の場合

手続完了後2ヶ月以内

## IV 試験内容と日時等

### 1. 内容

#### 面接試験

法律学に関する基本的学力のほか、口頭での質問に対する応答能力、特に自己の考えを明確に述べる説明能力、さらに法曹を目指す基本的姿勢や意欲を見るために行います。

#### 合格者決定

面接試験および提出書類の審査結果を総合して決定します。

### 2. 試験の日時・場所および合格発表

#### (1) 面接試験

日時：平成28年3月17日(木)

場所：横浜国立大学法学研究棟

※面接試験の時間を選択することはできません。

#### (2) 合格発表 平成28年3月22日(火) 14:00頃

国際社会科学研究棟掲示板に掲示するとともに、合否についての通知書を郵送します。また、参考として本学府ホームページ上にも掲載します。(http://www.gsiss.ynu.ac.jp/)

なお、電話による照会はお断りします。

## V 入学手続

1. 入学手続書類は合格通知書と共に郵送します。

2. 入学手続期間 平成28年3月25日(金)～29日(火)(最終日17時必着)

※ 郵送および本学社会科学系法科大学院係窓口(3ページ参照)で受け付けます。

(窓口での受付は平日のみです。)

## VI 入学時に必要な経費等

1. 入学料 282,000円(現行額)

2. 授業料(前期) 402,000円(現行額) (年額)804,000円(現行額)

注1 入学料および授業料は、改定される場合があります。

注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

注3 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

- 注4 外国の政府等派遣生は入学料および授業料の免除申請、文部科学省の『私費外国人留学生学習奨励費』の申請はできません。
- 注5 ほかに、学生教育研究災害傷害保険(法科大学院生教育研究賠償責任保険付帯)への加入が必要です。

## VII 単位認定

入学者が出願時に在学していた法科大学院において修得した単位については、個別に審査の上本専攻の修了要件単位として認定します。当該認定結果により本学入学後に履修すべき科目が決定されますのでご注意ください。

なお、認定される科目及び単位数によっては、本学在学期間2年以内で修了できない場合があります。入学後の修学条件については、出願手続前に社会科学系法科大学院係（下記参照）にお問い合わせいただき十分ご確認ください。

## VIII 入学許可の取り消し

平成28年3月末までに「II 出願資格」の要件を満たす見込みで受験した者が、要件を満たさないことが確定した場合は入学許可を取り消します。

## IX 身体に障害のある入学志願者の事前相談について

該当者は、受験および修学上特別な配慮を必要とすることが起こりえますので、必ず出願する前に次の事項を記した書面により相談してください。書式は任意です。

1. 氏名・生年月日・住所・電話番号
2. 身体の障害の種類・程度
3. 受験に際して配慮を希望する事項
4. 入学後の修学に際して配慮を希望する事項

書面送付先 横浜国立大学社会科学系法科大学院係（下記参照）

## X 個人情報の取扱いについて

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の規定に基づく「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に則り、出願書類等により志願者から提出された個人情報については、本学府入学者選抜に係る用途のほか、本人の申請に、伴う入学料免除等の福利厚生関係の資料、本学における諸調査・研究に関する業務にのみ使用し他の目的に利用、または提供されることはありません。

## XI 注意事項

1. 転入学に関する問い合わせは、本学社会科学系法科大学院係（下記参照）で受け付けます。
2. 出願書類等および納入済の入学料は一切返還しません。
3. 試験当日は上記受験票と併せて本人確認のできるもの（学生証、運転免許証等）を持参してください。

平成28年2月

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4

横浜国立大学大学院国際社会科学府

（事務担当：社会科学系法科大学院係）

TEL：045-339-3660（ダイヤルイン）

平日8:30～17:00まで（12:45～13:45除く）

<http://www.gsiss.ynu.ac.jp/>

# 法曹実務専攻案内

## 本学法曹実務専攻の特徴

### 1. 法学部を擁しない独立したロー・スクール

本専攻は、法学部を有しない大学院で、大学院国際社会科学研究所の一つの専攻として設置されました。法学部などの学部にも所属するいわゆる学部兼任の教授はいません。これは、他大学の法科大学院構想と比較しても珍しいものですが、わが国が制度の導入にあたってモデルの一つとした、アメリカ合衆国のロー・スクールに最も近い形態だということもできます。本専攻の教員は、研究者教員、実務家教員ともに、法曹実務教育に専念して法学教育にあたります。入学を希望する学生には、出身学部が法学部であると非法学部であるとかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています。

### 2. 徹底した少人数指導体制

本専攻は、入学定員25名に対して専任教員が18名です。この専任教員の比率は、文部科学省が定める設置基準を大幅に上回るものです。その中には、法学部を擁する大学の法科大学院の多くに見られるような学部兼任教員は含まれていません。また、本学所属の法律系教員が兼任する科目も多数用意し、専任、兼任をあわせれば、本学の約40名の法律系教員・実務家教員が、本専攻での教育にあたっています。

授業によっては、定員25名をさらに複数のクラスに分割し、できる限り少人数のクラス編成とします。また、アカデミック・アドバイス制度による勉学方法・進路目標の設定や、習熟度に応じたチュートリアルを実施するなど、きめ細やかで手厚い学習指導の仕組みを用意しています。

### 3. 実務家教員の充実～実務家との高度な連携

本専攻は、横浜弁護士会の全面的な協力を得ています。

横浜弁護士会と本学の間では、すでに過去数年間にわたり、精力的に多面的な協議を重ねて参りました。現在、横浜弁護士会からは、専任教員として2名の弁護士の派遣を受けているほか、客員教員等として複数名の弁護士の派遣の協力を得ています。いずれの弁護士も、実務の第一線で活躍されている実績ある弁護士です。横浜弁護士会という本学にとって地元の弁護士会との密接な協働は全国的にも珍しいものであり、また、実務教育として望ましいものでもあります。

実務教育の内容についても、横浜弁護士会は教材開発・教授法について専門チームを組織し、本学教員との間で、教育内容の具体的な提携作業を行っています。

その他、本学が神奈川県下の法学実務教育の拠点となることの重要性から、裁判所・法務省からも、実務家教員の派遣などについて、充実した内容の協力を受けています。さらに、知的財産法などの分野でも、文部科学省などから教員が派遣されています。

### 4. 特色ある法曹の養成

新しい法曹養成制度の中核をなす法科大学院においては、法曹人口の増大とともに、社会のさまざまな分野で質の高い法的サービスを提供することができる法曹の養成が求められています。本専攻では、このような社会的要請に応えるため、市民密着型法務、国際企業法務、税務（租税法務）などの履修モデルを用意し（開講科目一覧および履修モデル参照）、知的財産法、

経済法、労働法、環境法、租税法、国際法、国際私法などの法分野について高度な専門知識を修得できるようにしています。

いわゆる法曹のうち、在野法曹としての弁護士は、自らの法的資質と良心に従い、未成年者や高齢者、一般市民などの法的弱者保護の役割を担う、法治国家における重要な存在であることはいうまでもありません。本専攻においても、そのような在野法曹として、刑事弁護や民事調停などの市民の法的需要に的確に応ずることのできる専門家を養成することを目標としています。また、今日の経済社会の発展に伴い生起している複雑な取引構造を理解し、企業家の法律遵守を先導することのできる法曹としての弁護士も、ビジョンとして想定しています。後掲の履修モデルでは、これらの専門家像を現実のものとするための履修科目案を示しています。

なお、これらの履修モデルは、学科やコースといった制度ではなく、あくまでモデルに過ぎません。実際の学生がどのような科目を履修して法曹資格を獲得していくかは、それぞれの学生の特性、資質、経験、能力などさまざまな要素を個別に検討しなければならず、履修登録に際しては、そのような観点からのアドバイスも行います。

## 修了要件等

### 1. 概要

- (1) すべての法曹に共通に必要な法的な資質・能力を身につけるための法律基本科目等のコア科目群と、租税法務（税務）、国際企業法務、市民密着型法務という特定領域に特色を有する科目群を組み合わせた教育課程編成を行います。
- (2) コア科目群として、法律基本科目群、実務基礎科目群、総合演習科目群（研究者教員と実務家教員とが合同で行うことにより、法理論と実務とを統合させ、法学教育を完成させる科目群）を置き、特色を有する科目群として、展開先端科目・群を置きます。それらの基礎を提供する科目群として、基礎法学・隣接科目群を置きます。
- (3) 修了要件は96単位です。

### 2. 必須修得単位数

必修						選択必修							その他選択必修科目又は選択科目	修了要件		
法律基本科目				法律実務基礎科目	法律実務基礎（総合演習）科目	法律基本科目				法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目			展開・先端科目	展開・先端科目
法学原論	公法系科目	民事系科目	刑事系科目			公法系科目	民事系科目	刑事系科目	Tutorial科目							
2	8	21	8	9	6	4以上	6以上	2以上	4	5	4	4	8			
54						41							1	96		

### 3．G P Aについて

成績評価に応じてG P A（Grade Point Average）値を算出します。

修了するには、2の修了要件を満たす単位修得と共に、G P A値が本学が定める値以上である必要があります。

### 4．進級制度

本専攻では、進級制度を導入しています。法学既修者及び法学未修者とも各学年において進級要件に定められた科目について所定の単位を修得しなければ上級学年に進級ができないことになっています。

なお、進級については以下の取扱があります。

進級が認められない場合の成績評価

当該年度に、すでに合格（秀、優、良、可）の評価を得た授業科目の成績は影響を受けません。

同一年次在籍期間限度

休学期間を除き2年間です。これを超えて在籍はできません。

## 5. 履修登録制限

本専攻は履修登録制限の制度を採用しています。この結果、履修登録した授業科目につき予習と復習の時間を十分に確保することができ、授業で学習したことが確実に身に付きます。

履修登録の上限は、未修1年は42単位、未修2年・既修1年は36単位、未修3年・既修2年は42単位です。

なお、修了必要単位数は96単位ですので、最終年次に修了必要単位数に達するには、未修者は最終年次に必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて18単位以上を修得することが必要になり、既修者は最終年次に必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得することが必要になります。

また、未修者1年次から未修者2年次への進級が認められた場合において、1年次に不合格になった授業科目を2年次に再履修するときは、再履修科目については4単位を限度として履修登録制限の対象としません。

	未修1年	未修2年・既修1年	未修3年・既修2年 (最終年次)	修了必要 単位数
未修者	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて42単位まで履修登録し得る。	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて36単位まで履修登録し得る。	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて42単位まで履修登録し得る。  最終年次に修了必要単位数に達するには、必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて18単位以上を修得する必要がある。	96単位
既修者	(未修1年に配当されている必修科目のうち30単位を修得したものと見なす)	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて36単位まで履修登録し得る。	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて42単位まで履修登録し得る。  最終年次に修了必要単位数に達するには、必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得する必要がある。	

## 6. 学位等

本専攻を修了した者には、法務博士(専門職)の学位が授与されます。また、司法試験の受験資格が得られます。(修了の日後の最初の4月1日から5年間の期間(受験期間)において5回の範囲内で受験することができます。)



科目区分	授業科目名	単位数		
		必修	選必	選択
法律実務基礎（総合演習）科目	公法総合演習 民事法総合演習 刑事法総合演習	2 2 2		
基礎法学・隣接科目	法医学 法哲学 法社会学 比較法学 政治学原論 公共管理論 国際関係論 国際協力論 法整備支援 特別講義（簿記会計）		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
展開・先端科目	倒産法 倒産法 租税法 租税法 租税法 租税法 経済法 経済法 知的財産法 知的財産法 知的財産法 労働法 労働法 環境法 環境法 国際法 国際法 国際法 国際私法 国際私法 国際私法		2 2	
展開・先端科目	比較憲法 地方自治法 証券取引と法 民事執行・保全法 国際租税法 国際機構法 高齢者法 アジア経済法		2 2 1 2 2 2 2 2	
展開・先端科目	実務登記法 実務ジェンダー法 実務高齢者・障害者問題 実務少年法 実務破産管財業務 実務消費者法 実務医療過誤問題 実務企業内法務		1 1 1 1 1 1 1 1	
リサーチペーパー	リサーチペーパー作成指導			2

## 履修モデル

本専攻は、 の4で触れたとおり、特色ある法曹をめざす学生のニーズのために、いくつかの履修モデルを用意しています。それを以下に掲げます。

### 1. 市民密着型の法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全37科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理、法曹倫理 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論	必修9単位
	実務民事裁判論、実務刑事訴訟法演習、 民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、 ローヤリング、検察実務 などから	5単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修6単位
基礎法学・隣接科目	法医学、法哲学、法社会学、比較法学、政治学原論 公共管理論 などから	4単位以上
展開・先端科目	倒産法、租税法、労働法、 環境法、国際私法 などから	4単位以上
展開・先端科目	証券取引と法、民事執行・保全法、高齢者法、 実務登記法、実務ジェンダー法、実務高齢者・障害 者問題、実務少年法、実務破産管財業務、実務消費 者法、実務医療過誤問題 などから	8単位以上
		96単位以上

### 2. 国際企業法務に精通した法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全37科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理、法曹倫理 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論	必修9単位
	実務民事裁判論、民事模擬裁判、法律相談、 ローヤリング、涉外弁護士実務 などから	5単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修6単位
基礎法学・隣接科目	比較法学、国際関係論、国際協力論 などから	4単位以上
展開・先端科目	経済法、知的財産法、 環境法、国際法 などから	4単位以上
展開・先端科目	証券取引と法、民事執行・保全法、国際租税法、国 際機構法、アジア経済法、実務企業内法務などから	8単位以上
		96単位以上

3. 租税法務（税務）に精通した法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全37科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理、法曹倫理 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論	必修9単位
	実務民事裁判論、民事模擬裁判、法律相談、 ローヤリング、涉外弁護士実務 などから	5単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修6単位
基礎法学・隣接科目	政治学原論、公共管理論、特別講義（簿記会計） などから	4単位以上
展開・先端科目	倒産法、租税法、経済法 国際私法 などから	4単位以上
展開・先端科目	証券取引と法、民事執行・保全法、 国際租税法、実務登記法、実務破産管財業務、 実務企業内法務 などから	8単位以上
		96単位以上

## 教員紹介

### 1. 専任教員（50音順 研究課題・派遣元等）

荒木 一郎（あらかい いちろう） 教授 国際法、国際経済法	工藤 昇（くどう のぼる） 教授 実務家教員（弁護士）
石崎由希子（いしざき ゆきこ） 准教授 労働法	齋野 彦弥（さいの ひこや） 教授 刑法、現代刑法理論
板垣 勝彦（いたがき かつひこ） 准教授 行政法	清水 雅晴（しみず まさはる） 教授 実務家教員（検察官）
岩崎 政明（いわさき まさあき） 教授 租税法、租税法と私法、租税行政、租税 争訟法、国際租税	高橋健一郎（たかはしけんいちろう） 教授 実務家教員（弁護士）
岡庭 幹司（おかにわ まさし） 准教授 民事訴訟法	高橋 寿一（たかはし じゅいち） 教授 民法、法社会学、ドイツ法
加藤 峰夫（かとう みねお） 教授 環境法、環境政策	常岡 史子（つねおか ふみこ） 教授 民法（家族法）
金子 章（かねこ あきら） 准教授 刑事訴訟法、刑事手続と報道の自由	芳賀 良（はが りょう） 教授 商法、金融商品取引法
君塚 正臣（きみづか まさおみ） 教授 憲法	渡邊 拓（わたなべ たく） 教授 民法

担当教員については変更になる場合があります。

### 2. 客員教員（50音順・現職）

飯島奈津子（いいじま なつこ） 客員教授 弁護士	常磐 重雄（ときわ しげお） 客員教授 弁護士
池田 直樹（いけだ なおき） 客員教授 弁護士	藤沖 彩（ふじおき あや） 客員准教授 弁護士
小平 展洋（こだいら のぶひろ） 客員准教授 弁護士	中道 徹（なかみち とおる） 客員教授 弁護士

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第53号）第2条第2項の規定に基づく「みなし専任」教員

担当教員については変更になる場合があります。

3. 兼担教員 (50音順・研究課題)

青柳 由香 (あおやぎ ゆか) 准教授 経済法	笹岡 愛美 (ささおか まなみ) 准教授 商法
今村 与一 (いまむら よいち) 教授 民法、特に金融法、フランス法	関 ふ佐子 (せき ふさこ) 教授 社会保障法、高齢者法
内海 朋子 (うつみ ともこ) 教授 刑法	田淵 エルガ (たぶち えるが) 准教授 著作権法
掛江 朋子 (かけえ ともこ) 准教授 国際法、安全保障論	西川 佳代 (にしかわ かよ) 教授 民事訴訟法
加藤 雅俊 (かとう まさとし) 准教授 政治学	根本 洋一 (ねもと よういち) 教授 国際私法、国際私法の基礎理論
椋島 洋美 (かばしま ひろみ) 教授 政治学、特にアジア太平洋地域の国際関係、ならびに国家を超えた協力の枠組み	宮澤 俊昭 (みやざわ としあき) 教授 民法
川端 康之 (かわばた やすゆき) 教授 租税法、国際租税法における税源配分、市場メカニズムを前提とする租税改革の法的構造、法の経済分析的アプローチなど	御幸 聖樹 (みゆき まさき) 准教授 憲法
小池 治 (こいけ おさむ) 教授 行政学、政策過程論、政府間関係論	柳 赫秀 (ゆ ひよくす) 教授 国際法、国際経済法
小林 誉明 (こばやし たかあき) 准教授 国際協力	米村 幸太郎 (よねむら こうたろう) 准教授 法理学

担当教員については変更になる場合があります。

4. 非常勤講師 (50音順・現職)

青木 亮祐 (あおき りょうすけ) 弁護士	小池 信太郎 (こいけ しんたろう) 慶應義塾大学大学院法務研究科
糸井 淳一 (いとい じゅんいち) 弁護士	佐藤 啓造 (さとう けいぞう) 昭和大学医学部
伊藤 真 (いとう まこと) 弁護士・弁理士	佐藤 純通 (さとう じゅんつう) 司法書士
内嶋 順一 (うちじま じゅんいち) 弁護士	鈴木 倫夫 (すずき みちお)
大和田治樹 (おおわだ はるき) 弁護士	徳田 暁 (とくだ さとる) 弁護士
折本 和司 (おりもと かずし) 弁護士	成田 信生 (なりた のぶお) 弁護士
小花 和史 (おばな ともふみ) 弁護士	穂積 匡史 (ほづみ まさし) 弁護士
倉澤 守春 (くらさわ もりはる) 裁判官	山内 玲 (やまうち れい) 弁護士
桑原 勇進 (くわはら ゆうしん) 上智大学法学部	芳野 直子 (よしの なおこ) 弁護士

担当教員については変更になる場合があります。